

◎議会推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について

○議長（山本浩平君） 日程第18、議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題に供します。

提案理由の説明を事務局長からさせます。

○議会事務局長（岡村幸男君） 議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員は2人とし、次の者を推薦するものとする。

平成26年6月19日提出。白老町議会議長。

記、議会推薦委員、住所、白老町緑丘1目5番23号。氏名、前田博之。生年月日、昭和21年5月13日生まれ、68歳。住所、白老町栄町3丁目1番22号。氏名、吉谷一孝。生年月日、昭和43年6月5日生まれ、46歳。

裏面をご覧ください。農業委員会委員の議会推薦につきましては農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により議会が4人以内を推薦することとなっております。当議会におきましては先例によりまして3名を推薦したものでございますが、町では農業委員会の活動状況及び農地面積や農家戸数をもとに胆振管内の他の農業委員会の委員数と比較検討し、定数の見直しを行うこととしたものであります。具体的には4番目の委員会の委員構成に記載しているとおり、議会推薦を3名から2名にし、合計12名とする内容であります。この定数の減については農業委員会総会における協議で了承され、6月6日開催の議会運営委員会において町から説明があり議員2名を推薦することに決定したものであります。

なお選挙による農業委員については平成23年10人から8人に2名減員にしているものであります。委員の任期につきましては同法第15条の規定によりまして3年であり平成26年7月19日をもって任期満了となりますので今般議会として推薦を行うものであります。

以上であります。

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は2名とし前田博之氏、吉谷一孝氏を推薦したいと思います。順次推薦をお諮りいたします。

最初に前田博之議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので審議終了まで退場を求めます。

〔前田博之議員 退場〕

○議長（山本浩平君） それではお諮りいたします。

前田博之氏を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、前田博之氏を推薦することに決定いたしました。

〔前田博之議員 入場〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時51分

---

再 開 午後 2時51分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に吉谷一孝議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので審議終了まで退場を求めます。

〔吉谷一孝議員 退場〕

○議長（山本浩平君） それでは吉谷一孝氏を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、吉谷一孝氏を推薦することに決定いたしました。

〔吉谷一孝議員 入場〕